

平成24年度 事業計画

事業実施方針

東日本大震災の影響で厳しい状況にあるわが国経済の先行きは、電力供給の制約、原子力災害、原油高の影響、海外経済の回復遅延等により景気下振れのリスクがあり、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っているが、生産活動の回復に伴う景気の持ち直しが期待されている。個人消費についても、供給制約が緩和するのに伴い、穏やかに持ち直していくことが期待されている。

余暇市場の平成22年度の実績は、消費者の節約志向が依然として強く、多くの業界で客単価の下落が止まらず、前年比2.1%の減少となり、2年連続の70兆円割れとなった。一方、デジタル情報通信機器を使つての余暇活動参加が急速に普及しており、競馬については概ね50%の参加率となっている。

競馬開催では、東日本大震災による開催中止が発生し、特に岩手競馬水沢競馬場は甚大な被害を受けた。平成23年の売上げは概して不調で、中央競馬では前年比94.5%、地方競馬においても前年比93.5%と減少となった。

平成23年の軽種馬市場取引は、顧客の購買傾向の変化に対応し、当歳市場でセレクションセール、2歳市場でひだかトレーニングセールが開催を見送った。当歳市場では、セレクトセールの1市場のみの開催となったが、売り上げは5年振りに前年を上回った。1歳市場では、3年連続して売却頭数が1,000頭を超え過去最高の1,352頭となり、売却率も21年振りに50%を超えるなど、流通における市場の重要性が増してきた。2歳市場では、北海道トレーニングセールが2日間開催となり売り上げを伸ばしたが、他の市場は前年を下回る結果となった。なお、宮崎県で18年振りに発生した馬伝染性貧血で、九州トレーニングセールで開催延期の措置が取られた。

本協会関係では公益法人への移行が認められ、平成24年1月4日に公益社団法人の設立登記を行い、業務を開始した。種馬事業では、フリーリターン及び種付料後払制度の定着と新種牡馬エンパイアメーカーの供用開始により、種付頭数が平成22年に続き増加した。

以上の諸情勢を踏まえ、本協会は、地域社会の健全な発展に資するため、軽種馬生産の安定的維持・発展と競馬の健全な発展を支援する公益目的事業として、種馬事業を核に国際交流、防疫体制の整備、人材養成、競走馬の情報提供の各種事業を実施する。また、軽種馬生産者の経営支援のため、軽種馬生産者やせり市場主催者を対象に各種の補助事業と農業経営指導に関する事業を実施する。

I. 公益目的事業

地域社会の健全な発展に資するため、全国の軽種馬生産地域において、地域経済の安定化に寄与し軽種馬生産の安定的維持・発展と競馬の健全な発展を図る下記の事業を実施する。

1. 種馬事業

軽種馬の資質改良と安定的生産を推進するため、種付に係る下記の事業を実施する。

(1) 種牡馬の整備

優良種牡馬による種付により、軽種馬の資質改良を促進するため、「優良種牡馬整備事業」により優秀なサラブレッド種牡馬の導入を行う。

(2) 種牡馬の管理

種付を円滑に行うため、種牡馬を種馬場に適正配置し、種牡馬管理指針に基づいた適切な飼養管理を行う。

(3) 配合

資質改良を効率的に進めるため、種牡馬管理配合委員会を開催し、軽種馬改良情報システム（JBIS）による情報を利用して適正な配合を行う。

(4) 種馬場施設の整備

種付を円滑に行うため、各種馬場について必要な施設の整備等を引き続き行う。

(5) 種馬事業利用の側面支援

種牡馬配置の地域差を補完し種付けを円滑に行うため、遠隔地からの輸送により種馬場で種付を行う牝馬の所有者に輸送及び飼養管理に要する経費を助成する「種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業」を引き続き実施する。

(6) その他国際協力

限られた軽種馬資源の国際的活用を図るため、海外からの種牡馬利用の要望があった場合、海外への種牡馬貸付を行う。

2. 国際交流

近年における国内の軽種馬需要の減少に対応し、日本産馬の販路を拡大するため、海外における販路拡大、定着等を図る下記の事業を実施する。

(1) 海外流通の促進

軽種馬の海外への流通促進を図るため、「軽種馬海外流通促進事業」を引き続き実施する。

①海外市場及び海外取引に関する調査

日本産馬の輸出促進に必要な情報収集・調査等を行い、輸出に当たっての問題点の整理と解決方法を検討。

②海外顧客誘致活動

せり市場主催者に対し海外競馬関係者への誘致活動（プロモーション活動、海外関係者の国内招聘、海外用せり名簿の発行等）に要する経費に補助。インターネットを通じて英語、韓国語、中国語で日本の生産・流通に関する情報の提供。

③生産・育成技術供与

海外競馬関係者に日本産馬の飼養管理技術を付与することを目的とした技術研修及び技術指導。

④軽種馬国内輸出環境の整備

輸出に必要な検疫施設・機材等の整備。

⑤検討会

事業実施に係る総括的な検討会の実施。

(2) 軽種馬輸出対策

輸出を円滑に実施するため、静内種馬場及び九州種馬場において、輸出検疫施設の管理運営を行う「軽種馬輸出検疫円滑化推進事業」を引き続き実施する。

3. 防疫体制の整備

伝染病発生による軽種馬の被害防止を図るため、発生及び流行する可能性の高い伝染性疾患の防疫に係る下記の事業を実施する。

(1) 伝染性疾病に対する防疫体制の整備

1) 馬鼻肺炎

繁殖牝馬の馬鼻肺炎による流産を効果的、効率的に予防するため、生産者の予防接種に要する経費に助成する「繁殖牝馬予防接種推進事業」を引き続き実施する。(3月末日まで)

2) 馬伝染性子宮炎

馬伝染性子宮炎の国内への侵入防止のため、輸入繁殖牝馬及び国内で初めて繁殖に供する牝馬を対象とした検査に要する経費を助成する「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」を引き続き実施する。

また、子宮内膜炎等を監視するために、内膜炎の症状を呈している牝馬の検査に要する費用等を助成する「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」を引き続き実施する。

3) 3種混合ワクチン等の接種

伝染性疾病の蔓延を防止するため、馬飼養者にトレセン入厩前の育成馬に対する3種混合ワクチン（馬インフルエンザ、日本脳炎、破傷風）と繁殖牝馬に対する馬インフルエンザワクチンの接種に必要な経費を助成する「育成馬等予防接種推進事業」を引き続き実施する。

(2) 防疫情報の収集・伝達

伝染性疾病の蔓延を防止するため、監視伝染病（主として馬鼻肺炎及び馬パラチフスによる流産）の発生情報を各関係機関に通報するとともに、内外の防疫情報を随時収集し関係者に対する伝達を引き続き行う。

(3) 馬新生児黄疸検査支援と指導

血液型に起因する馬新生児黄疸症発症を予防するため、クームス検査の実施を支援するとともに、抗体陽性牝馬が出産した仔馬の取扱い方に関する指導を引き続き行う。

(4) 診療の支援

軽種馬の診療体制が整備されていない地域の診療を支援するため、当該地域の種馬場（胆振、九州）において、引き続き一般診療を行う。

4. 人材養成

生産技術の高度化や経営体質の強化に対応するため、生産牧場への就業希望者等への技術付与及び獣医師等の技術指導者の養成を行う下記の事業を実施する。

(1) 軽種馬生産技術総合研修センターの整備・運営

担い手経営のニーズに対応し得る技術指導者を養成する軽種馬生産技術総合研修センターを運営するため、「軽種馬生産技術総合研修センター設備等整備・運営事業」を引き続き実施する。

(2) 軽種馬生産技術総合研修センターにおける研修

強い馬づくりに取り組む担い手経営のニーズに対応しうる技術指導者を養成するため、研修等の拠点となる軽種馬生産技術総合研修センター（静内種馬場内）を運営し、「軽種馬経営高度化指導研修（軽種馬経営技術指導者養成・技術普及）事業」による以下の研修等を引き続き実施するとともに、専門技術者に対する自己研鑽の場として施設を提供する。

1) 技術向上のための研修

① 技術指導者の養成のための研修

生産地の専門技術者に対し高度な生産技術を付与するための先端技術

研修及び獣医療技術、装削蹄技術、栄養管理技術等を総合化した生産育成に関する実技研修及び関連する技術情報とデータの収集、分析を実施する。

また、軽種馬生産牧場の経営指導を担う者に対し、経営管理技術に関する研修、技術講習等を実施する。

②牧場関係者の技術普及のための研修

生産技術を向上させ強い馬づくりに資するため、牧場関係者に対し、生産育成・経営管理等に関する技術の普及のための研修会や講演会等を実施する。

2) 生産育成技術データベース

生産技術を向上させ強い馬づくりに資するため、生産育成技術に係るデータベースの構築と運用を行う。

(3) 生産育成技術者研修施設における研修

生産従事者及び経営後継者等の生産育成に携わる人材を養成するため、生産育成技術者研修施設（静内種馬場内）において「軽種馬生産育成技術者研修」及び「後継者研修」を引き続き行う。

(4) 技術普及現地研修等

生産技術を向上させ強い馬づくりに資するため、生産者団体等に対し、生産者を対象とした技術研修等の実施に要する経費を補助する事業及び専門技術者等に対し、生産者を対象とした牧場指導に要する経費を補助する事業を「軽種馬経営高度化指導研修（軽種馬経営技術指導者養成・技術普及）事業」において引き続き実施する。

5. 競走馬の情報提供

競走馬の情報を関係者や一般市民へ広く提供するため、軽種馬の資質改良、生産・流通の改善に必要な国内外の各種情報を収集整理し広報を行う下記の事業を実施する。

(1) 改良情報の整備と提供

生産地及び競馬サークル等へ改良の指標となる情報を総合的に提供するため、軽種馬改良情報整備事業（JBIS）を引き続き行う。

1) データ整備

生産地及び競馬サークル等へ改良の指標となる情報を総合的に提供するため、国内の産駒出生データ、日本中央競馬会、地方競馬全国協会及び（公財）ジャパン・スタッドブック・インターナショナルから提供されるデータ、海外に輸出された産駒及び現役繁殖牝馬に関連する海外馬の競走成績及びせり市場取引成績等を集積し、これらの整合性を維持する整備を引

き続き行う。

2) 情報サービスの提供と普及

生産と競馬の振興のため、改良の指標となる情報を国内外の生産地、競馬サークルに提供するとともに、生産地に関する各種情報を一般ファン等に提供する。情報サービスの提供に際して、より広範な利用を促進するため、インターネット、携帯電話及びスマートフォン等を活用する。

また、「軽種馬統計」、「全国馬名簿」及びせり市場の開催に必要な「せり名簿（和文・欧文）」を作成するためのデータ提供を引き続き行う。

(2) 競走馬のふるさと案内所

生産地の状況を広く紹介するため、全国の主要生産地で集積した生産地情報を JBIS と連携したインターネットサービスを通じて全国に提供する。また、生産地を訪れる競馬ファン、旅行者等に対して見学マナー指導等の啓蒙活動を行うとともにガイドツアーの企画等を通じて多くの競馬ファンと馬産地をつなぐ事業を引き続き行う。

(3) 統計資料等の作成・配付

生産及び流通の改善を図るため、生産に関するデータを広く提供する下記の統計資料の作成と配付を引き続き行う。

- ① 軽種馬統計（(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナルとの共同作成）
- ② 全国馬名簿
- ③ 種牡馬成績（インターネットで提供）

(4) 広報活動

生産に関連する情報を広く紹介するため、本協会の事業内容、生産地の状況、国内外のせり市場の状況、国内競馬に関する情報、種牡馬のランキング、刊行物の紹介等について、JBBA NEWS（月刊・毎月10日発行）及びホームページを通して引き続き提供する。

II. その他の事業（相互扶助事業）

軽種馬生産者の経営支援のため、軽種馬生産者やせり市場主催者を対象とした下記の事業を実施する。

1. 各種補助事業

(1) 生産構造改革と経営体質強化

昼夜放牧に対応できる放牧地を確保するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により一定の面積を有する放牧地を整備する場合、当該整備に要する経費に対して補助する「軽種馬経営構造改革支援（軽種馬生産基盤整備対策）事業」を引き続き実施する。

(2) 繁殖牝馬の資質改良

繁殖牝馬の資質改良を促進するため、将来の生産を担う者が資質に優れた繁殖牝馬群の整備に必要な優良繁殖牝馬を導入する場合、牝馬の購買及び海外からの輸送に要する経費に対して補助する「優良繁殖牝馬導入促進事業」を引き続き実施する。

(3) 診断用画像処理装置（CR）の貸与等

生産地の診療技術の向上と診療体制の充実・強化を図るため、軽種馬の診療を行う団体に診断用コンピュータ画像処理装置（CR）等の貸与を行う「馬診断用医療機器貸付事業」及びその保守管理に要する経費を助成する「馬診断用医療機器利用円滑化事業」を引き続き実施する。

(4) ファームヘルパー利用組合への支援

生産者の過重労働環境を緩和するため、ファームヘルパー利用組合の運営に要する経費に助成する「軽種馬ファームヘルパー促進円滑化事業」を引き続き実施する。

(5) 繁殖牝馬用途変更の奨励

低能力繁殖牝馬の淘汰促進と生産構造の改革を促進するため、生産の廃業又は他作目との複合経営を推進することを条件に、繁殖牝馬の用途変更をした生産者に対し奨励金を交付する「軽種馬生産調整・経営改善対策事業」を引き続き実施する。

(6) その他

経営の後継者養成を促進するための事業、軽種馬の生産流通情報提供の円滑化を図るための事業を引き続き実施する。

2. せり市場支援

(1) せり市場運営改善対策

1) せり状況の周知

せり市場上場馬のせり状況を適宜周知するため、せり市場主催者に市場開催に必要な機械を貸し付ける「せり市場表示機器貸付等事業」を引き続

き実施する。

2) 馬房確保

せり市場上場頭数に応じた馬房を確保するため、せり市場主催者に馬房の一時的設置に要する経費を助成する「せり市場馬房施設レンタル経費助成事業」を引き続き実施する。

3) 開催の円滑化及び活性化

せり市場開催の円滑化及びせり市場活性化を図るため、せり市場主催者にせり名簿、せり市場ポスターの作成に要する経費等を助成する「市場運営円滑化等促進事業」を引き続き実施する。

(2) せり市場参加促進対策

1) 上場予定馬等の情報配信

購買者のせり市場参加促進のため、せり市場主催者にせり市場上場予定馬に係る各種情報の事前のネット配信及びせり市場の開催状況のネット配信に要する経費を助成する「市場上場馬動画等情報配信事業」を引き続き実施する。

2) 長距離輸送助成

せり市場への産駒上場を促進するため、生産者にせり市場上場のための長距離輸送に要する経費を助成する「せり市場上場馬長距離輸送助成事業」を引き続き実施する。

3) 市場来場者の利便性の確保

購買者のせり市場参加促進のため、せり市場主催者に最寄りの空港、競馬場等からの無料バス運行等による市場来場者の利便性の確保に要する経費を助成する「市場参加者来場促進事業」を引き続き実施する。

4) 市場コンシェルジュの配置

新規購買者等のせり市場参加促進のため、せり市場主催者にせり市場での購買、契約事務、馬運車輸送、育成業者紹介などの購買者サービスを担当する市場コンシェルジュを確保し配置に要する経費を助成する「市場コンシェルジュ設置事業」を引き続き実施する。

(3) せり市場流通促進対策

せり市場における流通促進を図るため、せり市場主催者にせり市場で売却された競走馬の勝馬馬主への市場取引賞の交付に要する経費を助成する「市場上場馬流通の促進・安定化対策事業」を引き続き実施する。

(4) 牝馬流通対策

牝馬の所有意欲の高揚と牝馬限定競走の維持拡大を図るため、地方競馬の指定牝馬限定競走の勝馬馬主に副賞を贈呈する「地方競馬の牝馬限定競走勝

馬馬主への副賞贈呈事業」を引き続き実施する。

3. 農業経営指導

(1) 生産育成強化資金への利子補給

施設の近代化等による経営改善を図るため、生産者が資金を借り受け生産施設の整備等を行う場合、融資機関に一定の利子補給を行う「軽種馬生産育成強化資金利子補給事業」を引き続き実施する。

(2) 経営強化改善資金への利子補給

平成17年から21年の間に軽種馬経営強化改善資金を貸し付けた融資機関に対し一定の利子補給を行う「軽種馬経営強化改善資金特別融通事業」を引き続き実施する。

Ⅲ. 競馬主催者及び関係団体との連携・協力

競馬及び生産地の活性化を支援するため、競馬主催者等と連携・協力して行う下記の事業を実施する。

1. 会長賞の贈呈

軽種馬生産技術の向上と生産馬の流通促進を図るため、本協会指定の重賞競走(中央・地方)勝馬の生産者及び馬主に対して会長賞を贈呈し表彰するほか、朝日杯フューチュリティステークス(中山)及び阪神ジュベナイルフィリーズ(阪神)の勝馬の馬主に対する会長賞の贈呈を引き続き実施する。

2. 地方競馬活性化への支援

地方競馬の活性化を支援するため、以下の支援を行う。

- ①牝馬限定競走の勝馬の馬主に対し副賞を贈呈する。
- ②ジャパンプリーダーズカップ協会が行うJBC競走に協賛する。
- ③ホッカイドウ競馬が行うスタリオンシリーズに協賛する。
- ④牝馬競走シリーズのグランダム・ジャパンに協賛する。また、各協賛団体から拠出されるボーナス賞金を該当の馬主・調教師に授与する。

3. 地方競馬生産牧場賞代理受領

地方競馬(浦和、大井、川崎、船橋、笠松)の生産牧場賞を代理受領し、該当生産者へ送付する。

4. 国際会議への出席

海外の競馬・生産関係団体との相互の親善と理解を深め競馬の国際化に適切に対応するため、国際交流に努める。

① 国際生産者会議

イギリス・ニューマーケットで7月に開催される会議に参加する。

② アジア競馬連盟会議

トルコ・イスタンブールで7月に開催される会議に参加する。

5. 軽種馬せり市場流通の促進への協力

せり市場取引による公正な取引を推進し、適正な軽種馬価格形成を図るため、本協会が所有する「北海道家畜市場建物」をせり主催者に貸与するとともに、市場関係者等で構成する市場取引推進連絡協議会を開催し、意見交換と共通課題の検討を行う。また、せり市場開催に際しての業務援助等を行う。

6. 軽種馬生産業における人材確保への協力

生産育成牧場への就業者不足を解消し、次世代の優秀な人材の確保を図るため、社団法人競走馬育成協会が実施する事業に事務局として参画し、競走馬生産育成牧場就業応援サイト「BOKUJOB」及び競馬場で開催する牧場で働こうフェアへの企画事務協力を行う。

7. 品評会等の支援

軽種馬の生産育成技術を向上させるため、生産地において開催される品評会等に対して、審査員の派遣と優秀馬の表彰を行う。

IV. 関係機関への要請活動

軽種馬生産の安定的維持・発展と競馬の健全な発展を図るため、現下の生産をとりまく経済社会情勢と生産地の要請等を充分考慮し、生産基盤の強化と競馬振興に係る下記の各事項をとりまとめ、関係機関等に対し実現を要請する。

- ① 防疫対策の充実に関する事項
- ② 生産流通対策等に関する事項
- ③ 国際化への対応に関する事項
- ④ 地方競馬の振興に関する事項
- ⑤ その他

V. 業務の円滑化

種馬事業の円滑な実施を図るため、業務執行体制の見直しと種牡馬の新規導入等による収支の改善を行う。